第２回　川角駅周辺地区整備協議会（書面開催）
次　　第

方　式：書面開催

１　議　　事

（１）川角駅周辺地区整備協議会規約の改正について

（２）川角駅周辺地区整備事業の経緯について

（３）今後の整備に対する要望について

第２回川角駅周辺地区整備協議会（書面開催）意見書

※「【資料１】第２回川角駅周辺地区整備協議会（書面開催）議事説明資料」をご確認の上、下記についてご記入ください。

（１）川角駅周辺地区整備協議会規約の改正について
該当するものひとつを〇で囲ってください。

・承認する　　・承認しない

【質疑等あればご記入ください】

（２）川角駅周辺地区整備事業の経緯について

【質疑等あればご記入ください】

（３）今後の整備に対する要望について

【自由記述】

意見については以上のとおりです。

令和　　年　　月　　日

委員名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資料１

第２回川角駅周辺地区整備協議会（書面開催）
令和４年２月２１日（月）

第２回川角駅周辺地区整備協議会（書面開催）
議事説明資料

（１）川角駅周辺地区整備協議会規約の改正について

川角駅周辺地区整備事業は、令和２年３月議会における令和２年度一般会計当初予算の審議において「住民合意を求める附帯決議」が議決されました。これを受けて毛呂山町では、令和２年８月２２・２３日に住民説明会を開催し、その説明会において、川角駅の現改札口である北口を閉鎖し、南側に移設する案を提示したところ、出席した皆様から反対意見、改善要望等多くのご意見をいただきました。また、同１２月議会においては、みんなのための川角駅を造る会より「周辺地域住民及び駅利用者等を主体とする住民参加の協議会」を設置する旨の請願書が提出され、採択されました。町としましては、これら住民の皆様からの要望を重く受け止め、当協議会を立ち上げたところです。今回の規約改正は、協議会立ち上げに至る経緯を踏まえるとともに、第１回協議会の際に、委員よりいただいたご意見を反映するため改正するものです。

規約の改正にご承認いただける場合は「・承認する」、ご承認いただけない場合は「・承認しない」を〇で囲ってください。

表）川角駅周辺地区整備協議会規約改正案　改正前後比較一覧

条　項	改 正 前	改 正 後（案）
第２条	川角駅周辺地区整備事業に際し、川角駅、及び同周辺地区の安全性を高めるとともに、毛呂山町の玄関口にふさわしい賑わいのある安全な空間とするため、本協議会は、その整備方針を策定するとともに、具体化について検討することを目的とする。	**毛呂山町は**、川角駅、及び同周辺地区の安全性を高めるとともに、毛呂山町の玄関口にふさわしい賑わいのある安全な空間とするため、**川角駅周辺地区整備事業を進めている。その中で、令和２年に実施した住民説明会ならびに同１２月議会に提出・採択された請願書の要望事項を受け、**本協議会は、**住民合意のもとに、**その整備方針を策定するとともに、具体化について検討することを目的とする。
第３条	協議会の検討範囲は、駅直近地区及び駅直近地区に関連する地域とする。	協議会の検討範囲は、駅**周辺**地区及び駅**周辺**地区に関連する地域とする。
第４条 第１項	(4) 空間・景観づくりに関すること（南北骨格軸・駅前広場等）	(4) 空間・景観づくりに関すること（**駅周辺道路**・駅前広場等）
第５条 第２項	委員の任期は２年とする。ただし、委員が任期途中で退任した場合におけるその後任者の任期は、前任者の残任期間とする。	委員の任期は２年とする。ただし、委員が任期途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（２）川角駅周辺地区整備事業の経緯について

第１回協議会の際配布させていただきました「資料３」をご覧下さい。

川角駅周辺の交通状況が危険である現状や課題の抽出から、どのような流れを経て令和２年８月の住民説明会において改札南口移設案をご提示するに至ったか、また、本協議会設置までに至る経緯についても時系列で説明しております。

質疑等ございましたら記入欄にご記入ください。

（３）今後の整備に対する要望について（意見聴取）

今後事業の方針を定めていく上で、委員皆様からご意見を賜りたいと考えております。具体的な整備案や漠然とした構想等、本整備事業に関することでしたら何でも結構ですので、率直なご意見やご要望等をに自由記入欄にご記入ください。なお、欄に収まりきらない場合、欄外、用紙裏面、別紙等ご利用いただいて構いません。

※本協議会（書面開催）にてご提出いただいた回答・意見書は、次回会議資料としてそのまま使用します。また、得られた回答・意見書は会議録扱いとさせていただき、後日の公開を予定しております。なお、先日公開させていただいた第１回の会議録と同様、委員個人の特定に繋がる内容（委員と発言内容の紐付け、役職等）や、特定の個人や団体が不利益を被ると思われる内容については非公開となります。

資料２

川角駅周辺地区整備協議会規約（改正案）

（名称）

第１条　本協議会は、川角駅周辺地区整備協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第２条　毛呂山町は、川角駅、及び同周辺地区の安全性を高めるとともに、毛呂山町の玄関口にふさわしい賑わいのある安全な空間とするため、川角駅周辺地区整備事業を進めている。その中で、令和２年に実施した住民説明会ならびに同１２月議会に提出・採択された請願書の要望事項を受け、本協議会は、住民合意のもとに、その整備方針を策定するとともに、具体化について検討することを目的とする。

（検討範囲）

第３条　協議会の検討範囲は、駅周辺地区及び駅周辺地区に関連する地域とする。

（検討事項）

第４条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

(1) 駅施設の整備に関すること

(2) 駅前広場・駅周辺道路の整備に関すること

(3) 駐車場・駐輪場の整備に関すること

(4) 空間・景観づくりに関すること（駅周辺道路・駅前広場等）

(5) 整備方針の策定に関すること

(6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

２　毛呂山町は、協議会において決定した整備方針をもとに事業を進める。

（委員）

第５条　協議会は、別表１に掲げる２１人以内の者をもって構成する。

２　委員の任期は２年とする。ただし、委員が任期途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第６条　協議会に次の役員をおく。

(1) 会長１人

(2) 副会長１人

２　会長は、委員の中から互選により選出する。

３　副会長は、委員の中から会長が指名する。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

４　会議は公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

５　会議資料及び議事録は、個人情報に関わる事項及び討議により知り得た重要事実（金融商品取引法の規定による）以外は原則公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（オブザーバー）

第８条　協議会に会議の進行を見守るオブザーバーを置くことができる。

２　オブザーバーは議長の求めに応じ、発言することができる。

３　オブザーバーは主観を持たず、客観的な視点で会議の進行を見守るものとする。

（事務局）

第９条　協議会の事務を処理するため、事務局を毛呂山町役場まちづくり整備課に置く。

（補則）

第１０条　この規約に変更の必要が生じたときは、協議会の了承を経て改正する。

２　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附　則

この規約は、令和３年１２月２１日から施行する。

別表１

番号	職	区　分	氏　名	所属・役職等
１	会　長	地域	小久保　一省	みんなのための川角駅を造る会
２	副会長	地域	下田　俊哉	〃
３	委員	地域	大山　英治	〃
４	委員	地域	根岸　敏男	〃
５	委員	地域	山﨑　綾子	〃
６	委員	地域	岡田　宣好	〃
７	委員	地域	渡邉　信明	〃
８	委員	地域	伊藤　喜代美	〃
９	委員	地域	峯岸　英男	〃
１０	委員	地域	松本　茂雄	〃
１１	委員	地域	小室　貴史	〃
１２	委員	地域	福島　誠一	下川原地区有志代表
１３	委員	地域	市原　弘之	〃
１４	委員	地域	渋谷　辨洋	〃
１５	委員	学識	二宮　仁志	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科准教授
１６	委員	学校	神前　敦	城西大学事務局次長
１７	委員	学校	浅見　忠夫	日本医療科学大学管理課
１８	委員	学校	髙山　裕子	明海大学庶務課課長
１９	委員	学校	猪鼻　剛	埼玉平成高校・中学事務主任
２０	委員	企業	橋本　高広	㈱木屋製作所総務部部長
２１	委員	企業	古澤　忍	㈱関越物産管理部部長